

第三種郵便物認可
平成27年3月31日(火曜日)

平成二十七年三月三十一日
AJU通巻一一七四六号

A
J
U

みずほ

NPO 法人脳外傷友の会みずほ
会報 第64号

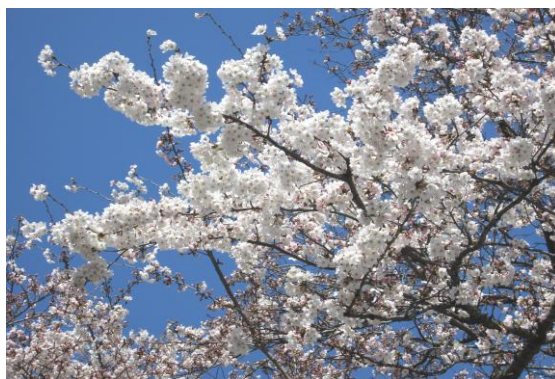


2015年3月31日
NPO 法人 脳外傷友の会みずほ発行

〒460-0021
名古屋市中区平和 2-3-10
仙田ビル 2F

メールアドレス npo-mizuho@miracle.ocn.ne.jp
ホームページ http://www.npo-mizuho.com

昭和五十四年八月一日第三種郵便物認可
(毎週火曜日発行)



目次

意思疎通・意思決定支援について	2
愛知県高次脳機能障害支援普及事業	3
脳外傷リハビリテーション講習会	4
我が子・家族の経過と現状	9
相談会を振り返って	10
事務局だより	11
総会のお知らせ	12
ミラクル&レディーズの会、若い失語症者のつどい	14
キッズプラス	15
クリスマス会	17
ワークハウスみかんやまだより	18
お知らせ	20

意思疎通・意思決定支援について

みずほ理事長 吉川雅博

現在の福祉理念の中で大切にしていることが、自己選択、自己決定です。しかし、障害や認知症などにより判断能力が低下していると、支援者との意思疎通が困難になり、自己選択、自己決定が簡単にはできません。しかし、その場合でも、本人が意思決定し、食べたいものを食べ、やりたいことができるように、支援することが理想です。

高次脳機能障害者の中には、判断能力が低下していて、本人との意思疎通が困難である場合も少なくありません。意思疎通が問題ないように感じられても、それはあいさつ程度の場合であって、利害関係が伴う場合や本人の根幹の意思にかかわるような場合は、意思疎通が困難になることもあります。

判断能力が低下している人に対して、後見人等を選任し、その後見人が本人の意思を代弁することになります。現在の法律ではそれで何も問題ありません。しかし、長年つきあってきた家族でさえ本人の意思が判断できないこともありますので、ましてや他人である第三者の後見人であればなおさら本人の意思が推測できないことも多いのが現実です。第三者の後見人の役割は、財産管理や福祉サービスの契約などを本人の最善の利益のために行うことであると認識すべきであると考えます。

それでは、だれが本人の最善の利益について把握できるのでしょうか。

昨年、日本障害者協議会（JD）は、「意思決定支援法の提案」を公表しました。意思決定支援に関する法律を作ろうという提案です。この提案の中にある意思決定支援において配慮すべき事項について、以下に紹介します。

①必要な情報の提供

意思決定に必要なあらゆる関係する情報を与えられているか。

選択肢がある場合、すべての選択肢に関する情報が本人に与えられているか。

②適切な方法での意思疎通

情報が本人に理解しやすい形（単純な言葉で話す。図形を用いるなど）で意思疎通を図っているか。

意思疎通を助ける人（家族、支援者、通訳、言語療法士など）の協力があるか。

③本人のリラックスした状態での支援

一日のうちで本人の最も理解力が高まるリラックスした時間帯・場所で支援しているか。

よりよい状況で本人が意思決定をできるときまで意思決定を延期できないか。

④本人への支援

ある事柄について意思決定するのにあたっては、様々な観点からの助言が必要となる場合もある。その場合には、弁護士、医師などの専門家の助言を得ているか。

また、「意思決定する場面や事柄に応じて、その意思決定を支援するのにふさわしい者による支援こそが本人にとって最も適切な支援を期待できるのであり、特定の者を意思決定支援者として決めてしまうことは本人の利益にもならない。」との記載もありました。

最後に私が考える意思疎通・意思決定を支える際のポイントを以下に挙げますので参考にしてください。

- ◆ 個人のコミュニケーションや行動、反応などの特徴の把握に努める
- ◆ 家族などからできる限りの個人情報（生活全般、嗜好、経験）を収集しておく。
- ◆ 思い込みは厳禁
- ◆ 客観的な記録を残す
- ◆ 過去の事実（エピソード）をもとに判断する
- ◆ 複数で判断する
- ◆ 支援者の支援（スーパーバイズ）は必須
- ◆ 支援者が交代しても新しい支援者が困らないシステムをつくる

愛知県高次脳機能障害支援普及事業

H26年度 第2回相談支援体制連携調整委員会が3月18日に開催され、支援拠点機関の報告がありました。名古屋リハがセンター機能を担い、支援の重要性が増す中で、協力機関の支援力をさらにアップさせていく必要がある等の提案がありました。

また、高次脳支援課マネジメント数は増加していて、高次脳機能障害者にとっては継続的な支援が、支援の手遅れ防止にもつながっているとのことでした。

21～23年に行われた、高次脳機能障害地域生活援助者（通称：生活版ジョブコーチ）養成研究事業の次段階として、27～28年度は相談支援センター等（高次脳機能障害は熟知していないがアセスメントは専門といった方々）を対象とした研究事業が行われます。

相談支援事業所の高次脳機能障害を踏まえた助言、あるいは生活全体のフォローのあり方を検討いただけるような仕組みが、一日も早くできることを願っています。（河田）

脳外傷リハビリテーション講習会

一般社団法人日本損害保険協会の助成をいただいて、昨年11月1日(土)名古屋市中区役所ホールで脳外傷リハビリテーション講習会を開催いたしました。当事者・家族や医療・福祉関係、行政・教育関係、その他284名のご参加をいただきました。

第1部は、公益社団法人東京社会福祉士会 成年後見法学会高次脳機能障害に関する研究委員会委員の大輪典子氏より、「高次脳機能障害支援の権利擁護」と題して、成年後見制度の活用などについて講演頂きました。家族の高齢化などにより、今後財産の管理や生活面のあらゆることにおいて問題は深刻になってきます。しかし、成年後見制度について十分に理解できていない現実があると先生は分析しています。財産のある人のための制度だと思いをしていたり、成年後見人が本人の代弁者・権利擁護者であるというメリット



大輪 典子氏

を援助職が理解できていないといったことが、制度の利用につながらない理由になっているとのことです。当事者の置かれている状況を知ること、必要とされる支援は何か、誰が援助できるのかなど、先生ご自身の体験を織り交ぜながら専門的立場からわかりやすくお話頂きました。

身上監護の構造 用語説明

- ※ **アセスメント**とは、本人のニーズおよび意思を尊重しながら、過去・現在・未来・本人の生きて来た世界で理解し、包括的に分析・統合すること
- ※ **決定**とは、まずは本人の意思の確認・本人の自己決定・次に自己決定への支援・そして本人の最善の利益を追求して具体的に事項を判断すること
- ※ **手配**とは、決定に沿って最善の行為を調整し、責任を負うこと
- ※ **援助**とは、本人に対する福祉・医療・保健などのサービスを実行すること
- ※ **モニタリング**とは、サービス契約の履行を監視し、必要に応じて改善を図ること。また、自身の後見活動を振り返り、身上監護を寄り良くすること。本人の能力の回復、進捗を確認すること

ソーシャルワークの価値

- ① 「人間の持つて生まれた価値を尊重する」という「人間尊重」
- ② 「人間はそれぞれに独自性をもった生きものであるが、その独自性を貫徹するのに、他者に依存する存在である」という「人間の社会性」
- ③ 「人間は変化、成長および向上の可能性がある」という「変化の可能性」

成年後見人は価値と倫理に基づいた支援を提供し、被後見人といっしょにコラボレーションできる人!

まとめにかえて

- ※ **親・養護者自身の準備**
- ※ **成年後見制度を知ってもらおう**
二十歳を過ぎたら親は親権者ではなくなる「法行為」(契約)は子どもの代わりにはできない
身上監護も重要な後見人の役割(お金がある人だけが使う制度ではない)
後見人的権利擁護(エンパワーメント、マンツーマン支援)
- ※ **成年後見制度を使うために**
後見人にだれを選んだらいいのか、親族か第三者専門職がいいのか、信頼に足るべき人物をどのように選ぶのか、専門性とは?
後見人はどのような支援をするのか
親が後見人になってみるとき(一人で抱え込まない)
成年後見人の選定・立ち位置? 誰を選ぶこと
第三者にどこで引き継ぐか、それとも最初から第三者にお願いするのか?
成年後見監督人と一緒に(たくさんのことが学べる)

(資料の中から)

講演のあと、次のような質問が出ていました。

Q: 制度自体知られていない部分もある、家族会の役割は?

A: 東京では市民後見人養成講座があり、専門職も座学・レポート・試験と内容の深いところに取り組んでいる。家族も、いつ我が子の後見人になっても良いように研修などを立ち上げて準備していくことが大事。

Q：後見人になってもらうにはどんな人がふさわしいか？また、高次脳機能障害の人には誰でも後見人をつけた方が良いのか？

A：「成年後見人は価値と倫理に基づいた支援を提供し、被後見人と一緒にコラボレーションできる人」と思っている。どういった人が良いかについては、弁護士、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士といった人があげられるが、身近な支援者がいることは何よりも大事。絶対に必要というのではなく、身近な支援者と相談して必要になった時点で制度を使えることが大事。使う時期も一緒に話をしながら見極めていくことが必要だと思う。

第2部は、「高次脳機能障害と社会的トラブル」と題して、当事者お二人からお話を聴くことができました。座長の阿部先生からは、成功体験の事例とは違い、脳外傷友の会各地で当事者家族や支援者がずっと頭を悩ませてきた問題なのに表立ってとりあげられなかったことから、全国でも初めての挑戦的な試みですとお話がありました。お一人は大学生の時のバイク事故（自損）による脳外傷、もう一方は、スキーの国際ライセンスを持つほどの腕前で、スキー場でスノーボードをしていた人との衝突が原因で脳外傷になったそうです。とても難しいテーマにも関わらず、登壇者のお二人は「作業所では同じ障害の人がたくさんいたが、自分の住む地域ではこの障害を知っているどころか理解もされていない、自分の体験が役立つならば」「しゃべることができるいい機会」と、快く引き受けてくださったそうです。支援者との良い関係が今回の実現につながったということです。

社会ルールと正義感の問題、またささいなことがストレスとなり爆発してしまい、警察が介入するまでに至った現状などを詳しく聴かせてくださいました。聴衆を前にして話すことには抵抗ある内容もあったかと思いますが、お二人ともご自身の言葉で自らの経験をしっかりと話してくださいました。

